

令和2年6月17日

埼玉消費者被害をなくす会と株式会社サンユウ群馬との間で  
差止請求に関する協議が調ったことについて

消費者契約法第39条第1項の規定に基づき、下記の事項を公表する。

記

1. 協議が調ったと認められるものの概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会（以下「埼玉消費者被害をなくす会」という。）が、株式会社サンユウ群馬<sup>※</sup>（以下「サンユウ群馬」という。）に対し、サンユウ群馬の商品である「おひさまCARルーフ」の契約書における下記の第6条（以下「本件条項」という。）の規定は、本来民法上注文者が負担しなくてもよい危険について、一方的に消費者である注文者に転嫁させるものとして民法と比して消費者の義務を加重する条項となり、損害額が10分の1を超えた場合にその超えた全ての金額を注文者に負担させるものであって、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するといえるため、消費者契約法第10条<sup>(※)</sup>に規定する消費者契約の条項に該当して無効であるとして、これを修正することを求めた事案である。

(※) サンユウ群馬は、埼玉消費者被害をなくす会との間で協議が行われている中、令和元年7月10日付けで、その商号又は名称を株式会社Viscariaに変更している。

(本件条項)

第6条（不可抗力による損害）

天災その他の事由において、甲乙いずれにもその責めを帰することができない場合によって工事の出来高部分または工事現場に搬入した検査済みの工事材料について損害を生じたときは、乙は事実発生後遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。その損害については、乙が善良な管理者の注意をしたと認められた時に限り、その損害額が請負代金額の10分の1を超えたものについて、その超過額を甲が負担する。損害は甲乙協議して定めるものとし、火災保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を控除したものを損害額とする。

(※) 消費者契約法

(消費者の利益を一方的に害する条項の無効)

第十条 消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

注) 上記の差止請求が行われた日現在の規定

## (2) 結果

令和元年7月12日、サンユウ群馬は、埼玉消費者被害をなくす会に対し、本件条項を別紙のとおり変更することについて連絡した。

これを受けて、埼玉消費者被害をなくす会は、申入れの内容を踏まえた修正がなされたものとして、申入れを終了した。

## 2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会 (法人番号 1030005001873)

## 3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社サンユウ群馬<sup>(※)</sup> (法人番号 4070001026100)

(※) 変更後の氏名又は名称は株式会社 Viscaria

## 4. 当該事案に関する改善措置情報<sup>(※)</sup>の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう (消費者契約法施行規則第14条、第28条参照)。

以上

### 【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9165

URL：[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/index.html](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html)

## 【修正内容】

【旧条文】	【新条文】
<p>第6条（不可抗力による損害）            天災その他の事由において、甲乙いずれにもその責めを帰することができない場合によって工事の出来高部分または工事現場に搬入した検査済みの工事材料について損害を生じたときは、乙は事実発生後遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。<u>その損害については、乙が善良な管理者の注意をしたと認められた時に限り、その損害額が請負代金額の10分の1を超えたものについて、その超過額を甲が負担する。損害は甲乙協議して定めるものとし、火災保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を控除したものを損害額とする。</u></p>	<p>第6条（不可抗力による損害）            天災その他の事由において、甲乙いずれにもその責めを帰することができない場合によって工事の出来高部分または工事現場に搬入した検査済みの工事材料について損害を生じたときは、乙は事実発生後遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。<u>その損害が乙から甲に引き渡されるまでに発生したものである場合には、乙が負担する。</u></p>

※下線部分が修正箇所。

※甲が注文者、乙が請負人。